

議案第41号

日野町上下水道事業運営審議会条例の一部改正について

日野町上下水道事業運営審議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月13日提出

日野町長 景山 享弘

日野町上下水道事業運営審議会条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

平成28年4月1日からの機構改革により、日野町簡易水道事業及び日野町公共下水道事業並びに日野町農業集落排水事業の円滑な運営を図るため、審議会の庶務を建設水道課に変更する。

2 改正内容

- ・審議会の庶務を産業振興課から建設水道課に変更。

3 附則

平成28年7月1日より施行する。

日野町上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

日野町上下水道事業運営審議会条例(平成9年日野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>建設水道課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>産業振興課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。